

○大府市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市（以下「市」という。）が、学生に対して市における就業体験の機会を提供し、学生の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることにより、開かれた市政を推進するために行う学生の職場体験実習（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの対象者)

第2条 インターンシップの対象は、インターンシップの実施に当たり市と覚書を交わすことができる学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。）に在学中の学生とする。

(インターンシップの期間及び時間)

第3条 インターンシップの期間は、原則として、大学等の長期休暇期間中にあたる毎年7月から9月までのうち、2週間程度（最低5日間以上）で、市が受け入れ可能な期間とする。

2 インターンシップの時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、インターンシップに係る業務の都合により、インターンシップを行う学生（以下「実習生」という。）に事前に通知した上で、これを変更することができる。

(インターンシップの実習形態)

第4条 インターンシップは、原則として、実地により実施する。

(インターンシップの場所)

第5条 インターンシップの場所は、実習生の希望を考慮し、実習生の受入れが可能な部署のうちから調整し、決定するものとする。

(申込手続等)

第6条 インターンシップを希望する大学等は、希望するインターンシップの期間の開始日の概ね3週間前までに大府市インターンシップ申込書（第1号様式）を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、実習生の受入れの可否を決定し、その結果を大府市インターンシップ受入可否決定通知書（第2号様式）により、大学等に通知するものとする。

3 大学等は、前項により実習生の受入れを決定する通知を受けたときは、インターンシップの開始前に、市と大府市インターンシップ実施に関する覚書（第3号様式）を交わすとともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書（第4号様式）

(2) 災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し

(実習生の身分及び処遇)

第7条 実習生には、職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等は支給しない。

(遵守事項)

第8条 実習生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示に従い、誠実に実習すること。
- (2) 市の信用を傷つけ、若しくは市の不名誉となるような行為又は職場秩序を乱す行為をしないこと。
- (3) 実習中に知り得た一切の秘密を他に漏洩^{えい}しないこと。インターンシップ終了後もまた、同様とする。
- (4) 故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。
- (5) インターンシップ中に傷害等を受けた場合は、自己の責任において処理すること。

2 実習生は、前項の規定を遵守することを、第6条第3項第1号の誓約書により確約しなければならない。

(費用)

第9条 インターンシップに要する費用は、無料とする。

(災害補償)

第10条 大学等又は本人は、災害傷害保険に加入するものとし、実習中又は実習先との往復途上において本人に災害が生じた場合、市に責任がある場合を除き、市は一切の責任を負わないものとする。

(賠償責任)

第11条 大学等又は本人は、賠償責任保険に加入し、インターンシップの実施期間中において市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責に帰する理由による場合においてはこの限りではない。

(インターンシップの中止)

第12条 市は、専ら市に起因する事由によりこのインターンシップを中止しようとするときは、大学等及び実習生の同意を得ることはもとより、あらかじめ5日以上の猶予期間をもって、大学等に当該インターンシップの中止を申し入れるものとする。この場合において、市は、当該インターンシップの残余期間等を考慮しつつ、大学等と協議の上、適切な前後処理策を講ずるものとする。

2 市は、実習生が、次の各号のいずれかに該当し、業務に支障を来たと認められる場合には、直ちにインターンシップを中止することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 正当な理由がなく、インターンシップに参加しないとき。

3 前2項の規定により、大学等又は実習生が損害を被ることがあっても、大学等又は実習生は、その損害を市に請求することができない。

(報告)

第13条 実習生は、インターンシップ終了後、速やかに、大府市インターンシップ報告書(第5号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

(実習生へのフィードバック)

第14条 市は、インターンシップ終了後、速やかに、インターンシップへの取組姿勢に

対する評価等について、実習生にフィードバックを行うものとする。

(実習生情報の活用)

第15条 市は、インターンシップを通じて取得した氏名、住所、連絡先、学校名及びインターンシップへの取組姿勢等の実習生情報について、採用活動開始以降に限り、市が行う採用を目的とした広報活動及び採用選考活動に活用できるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。